

秋田市立下新城小学校閉校記念事業実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、秋田市立下新城小学校閉校記念事業実行委員会と称する。(以下、本会と略す。)

(事務局)

第2条 本会の事務局を下新城小学校(秋田市下新城笠岡字佐戸反10番地)内に置く。

(組織)

第3条 本会は、下新城小学校歴代PTA会長会、下新城小学校学校運営協議会、島新城地区町内会、下新城小学校PTA会員、下新城小学校現教職員および本会の目的に賛同する有志をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、下新城小学校の閉校を記念するため、下新城小学校創立以来の歴史を振り返るとともに、輝く伝統を後世に残し、顕彰することを目的とした事業に取り組む。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 記念事業に関すること
- (2) 記念事業費の調達に関すること
- (3) その他必要と認められること

第2章 役員

(役員)

第6条 本会には、会長1名、副会長2名、実行委員長1名、副実行委員長3名、事務局長1名、事務局次長1名、会計監査委員2名を置く。また、このほかに本会への協力者を会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員任期は事業終了までとする。欠員が生じたときは、役員会の承認を得て会長が委嘱し、任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは会長の任務を代行する。

また 地域住民への事業の周知を行う。

3 実行委員長は、本会の業務を司る。副実行委員長は、実行委員長を補佐する。

4 事務局長は、本会の事務を行う。事務局次長は、事務局長を補佐する。

5 協力者は、本会事業に必要と思われる業務に対して役員に協力する。

6 各部会は、実行委員会で決定された事項やその他必要と思われる業務を行う。

第3章 会議

(種類)

第9条 本会の会議は、実行委員会、各部会とする。

(招集)

第10条 実行委員会は会長が招集する。また、各部会は部長が招集する。

(実行委員会)

第11条 実行委員会では、次の事項を協議する。

- (1) 会則の制定および改廃
- (2) 予算、決算、事業計画の承認
- (3) その他本会の運営に関する必要事項

(部会)

第12条 部会ごとに次の業務を行う。

- (1) 記念式典部会は、記念式典・記念碑除幕式の企画・運営を行う。
- (2) 記念誌部会は、記念誌の制作、発行および記念誌の配達・発送を行う。
- (3) 祝賀部会は、記念祝賀会の企画・運営を行う。

(表決)

第13条 本会の会議は、出席者の過半数をもって議決する。

第4章 会計

(会計)

第14条 本会の会計は、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第15条 本会の会計は、令和8年4月1日から 事業終了までとする。

第5章 会計監査委員

(会計監査委員)

第16条 本会には、監査委員を2名置き、会計を監査し、実行委員会において報告する。

附則

この会則は、令和8年4月16日から施行する。